# 令和７年度スポーツ振興事業助成交付対象事業（案）
## （スポーツ振興くじ助成金）

| 助成区分 | 助成対象事業細目 | | | 助成対象者<br>（地方公共団体又は非営利のスポーツ団体） | 助成割合 | 助成対象事業の要件等 | 助成対象経費の<br>合計額の限度額 | 助成金の額<br>の限度額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大規模スポーツ施設整備助成 | Jリーグホームスタジアム等整備事業 | Jリーグホームスタジアム整備事業 | 新設事業 | 1　都道府県<br>2　市町村（特別地方公共団体を含む。以下同じ。） | 3/4 | 募集しない | 40億円<br>（3か年度合計） | 30億円<br>（3か年度合計） |
| | | | 改修又は改造事業 | | | 募集しない | 12億円<br>（3か年度合計） | 9億円<br>（3か年度合計） |
| | | Ｊリーグ拠点施設整備事業 | | | | 募集しない | 20億円<br>（3か年度合計） | 15億円<br>（3か年度合計） |
| | 国民スポーツ大会冬季大会競技会場整備事業 | | 改修又は改造事業 | 1　都道府県<br>2　市町村 | | ・国民スポーツ大会冬季大会の開催が決定、内定、順序了解した都道府県において競技会場に選定された施設の改修又は改造<br>・助成対象期間は2か年度以内 | 1開催年度当たり7億円<br>（2か年度合計） | 1開催年度当たり5.25億円<br>（2か年度合計） |
| 地域スポーツ施設整備助成 | 総合型地域スポーツクラブ活動拠点（クラブハウス）整備事業 | 新設事業 | | 1　市町村<br>2　市町村が出資又は拠出したスポーツ団体<br>3　法人格を有する指定都市体育協会<br>4　法人格を有する総合型地域スポーツクラブ　※原則として、法人設立後５年を経過した団体に限る。 | 4/5 | 募集しない（令和元年度以降、募集停止。運動部活動の地域移行に係る支援のあり方を踏まえ、事業廃止の可否等を判断する。） | 75,000千円又は<br>250千円×延床面積<br>のいずれか低い額 | 60,000千円 |
| | | 改造事業 | | | 3/4 | | 15,000千円 | 11,250千円 |
| | グラウンド芝生化事業 | 芝生化新設事業 | 天然芝生化新設事業 | 1　都道府県<br>2　市町村<br>3　都道府県又は市町村が出資又は拠出したスポーツ団体<br>4　法人格を有する都道府県体育・スポーツ協会及び指定都市体育・スポーツ協会 | 4/5 | ・地域スポーツ施設については、整備面積が4,000㎡以上であること（過去に交付実績がない地方公共団体に限り、2,000㎡～4,000㎡のグラウンドについても対象とする。）<br>・学校のグラウンドについては、学校開放に関する規程を整備し、利用条件が広く地域に周知され、地域のスポーツ活動の拠点として活用されていること<br>・整備後の芝生の維持管理が円滑に行えるよう体制が整っていること<br>・整備しようとするグラウンドにおいて、年間を通じた地域の運動・スポーツ活動を目的とする利用計画又は実績を十分有していること | 60,000千円 | 48,000千円 |
| | | | 人工芝生化新設事業 | | | | | |
| | | 芝生化改設事業 | 天然芝生化改設事業 | | 3/4 | | 40,000千円 | 30,000千円 |
| | | | 人工芝生化改設事業 | | | | | |
| | | 天然芝維持活動事業 | | | 2/3 | ・助成対象者及び地域住民等を中心とした天然芝の維持活動並びに同活動に係る実施体制及びノウハウの構築を行う事業であること<br>・助成対象期間は、助成事業（天然芝生化新設事業）実施年度から3か年度 | 2,000千円 | 1,333千円 |
| | スポーツ施設等整備事業 | スポーツ競技施設等の整備 | | | 2/3 | ・原則、競技の実施に直接必要なスペース及び付帯設備の整備<br>・国際スポーツキャンプの誘致決定に伴う諸室（便所等）の整備<br>・バリアフリー化を目的とした施設の整備<br>・屋外グラウンドに設置する屋外夜間照明施設の整備（照明面積1,000㎡以上、地上面平均照度100ルックス以上で、投光器又はポールの整備を行うものであること）<br>・屋内競技施設における照明設備の整備事業<br>・屋内競技施設における空調設備の整備事業<br>・競技を安全に実施するための設備（防球フェンス等）の整備<br>・公営スキー場におけるリフトの整備<br>・大型表示装置の整備<br>・対象経費の合計額10,000千円以上 | 30,000千円 | 20,000千円 |
| | | 学校開放事業による<br>スポーツ活動に供する<br>施設等の整備 | | | | ・屋外グラウンドに設置する屋外夜間照明施設の整備（照明面積1,000㎡以上、地上面平均照度100ルックス以上で、投光器又はポールの整備を行うものであること）<br>・スポーツ活動に供するシャワー室、更衣室、便所等諸室の整備<br>・学校開放に関する条例等を整備し、利用条件が広く地域に周知され、地域のスポーツ活動の拠点として活用されていること<br>・対象経費の合計額10,000千円以上 | | |
| | | スポーツ競技施設の<br>大規模改修等 | | 1　都道府県<br>2　市町村 | | ・原則、競技の実施に直接必要なスペース及び附帯設備の整備であること<br>・老朽化したスポーツ競技施設（建築後20年）を改修又は改造する事業<br>・スポーツ競技施設の高機能化のために改造する事業<br>・バリアフリー化を目的として施設の改修又は改造のみを行う事業<br>・対象経費の合計額が30,000千円を超えるもの | 150,000千円 | 100,000千円 |
| | PPP/PFI導入のためのアドバイザリー活用事業 | | | | 1/2 | ・PPP/PFIの導入を検討する施設は、公共のスポーツ施設であること。<br>・PPP/PFIの導入を検討する施設について、整備・維持管理等に関する基本構想または基本計画を策定していること。<br>・対象経費の合計額4,000千円以上 | 40,000千円<br>（2か年度合計） | 20,000千円<br>（2か年度合計） |

# 令和７年度スポーツ振興事業助成交付対象事業（案）
# （スポーツ振興くじ助成金）

| 助成区分 | 助成対象事業細目 | 助成対象者<br>（地方公共団体又は非営利のスポーツ団体） | 助成割合 | 助成対象事業の要件等 | 助成対象経費の<br>合計額の限度額 | 助成金の額<br>の限度額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 総合型地域<br>スポーツクラブ<br>活動助成 | 総合型地域スポーツクラブ<br>創設支援事業 | 1　市町村 | 9/10 | ・設立準備組織が行う総合型クラブ創設活動に対し、補助を行う事業であること<br>・対象経費の合計額400千円以上<br>・助成対象期間は、助成初年度から継続して2か年度又はクラブ設立日のいずれか早い日まで | 1,200千円 | 1,080千円 |
| | 総合型地域スポーツクラブ<br>創設事業 | 1　市町村 | | ・総合型クラブの創設に係る事業<br>・対象経費の合計額400千円以上<br>・助成対象期間は、助成初年度から継続して2か年度又はクラブ設立日のいずれか早い日まで | | |
| | 総合型地域スポーツクラブ<br>自立支援事業 | 1　市町村 | | ・間接助成事業者となる総合型クラブが、年間を通じた定期的な運動・スポーツ活動を助成3か年度目までは2種目以上、4か年度目以降は3種目以上実施していること<br>・間接助成事業者となる総合型クラブが、有資格者等のクラブマネジャー（CM）を有償で雇用していること<br>・対象経費の合計額400千円以上<br>・助成対象期間は、助成初年度から継続して5か年度まで<br>・人件費（指導者謝金等）の助成対象経費限度額は助成対象経費総額の50%を限度とする<br>・開催回数が最も多い種目（1種目目）を助成対象外とし、2種目目以降を助成対象とする（創設段階のクラブを除く）<br>・国及び公益財団法人日本スポーツ協会が運用する総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度において、間接助成事業者となる総合型クラブが、登録クラブとしての認定を受けていること<br>※間接助成事業者となる総合型クラブは、総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業又はスポーツ活動推進事業との重複申請不可 | 2,400千円 | 2,160千円 |
| | 総合型地域スポーツクラブ<br>活動基盤強化事業 | 1　法人格を有する総合型地域スポーツクラブ | | ・年間を通じた定期的な運動・スポーツ活動を助成3か年度目までは2種目以上、4か年度目以降は3種目以上実施していること<br>・有資格者等のクラブマネジャー（CM）を有償で雇用していること<br>・対象経費の合計額750千円以上<br>・助成対象期間は、助成初年度から継続して5か年度まで<br>・人件費（指導者謝金等）の助成対象経費限度額は助成対象経費総額の50%を限度とする。<br>・開催回数が最も多い種目（1種目目）を助成対象外とし、2種目目以降を助成対象とする（創設段階のクラブを除く）<br>・国及び公益財団法人日本スポーツ協会が運用する総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度において、登録クラブとしての認定を受けていること<br>※スポーツ活動推進事業との重複申請不可 | | |
| | 総合型地域スポーツクラブ<br>マネジャー設置支援事業 | 1　市町村 | | ・間接助成事業者となる総合型クラブの有資格者等のCM（正）（副）の設置（各1名まで）<br>※CM（副）のみ対象とする場合においては、CM（正）は有資格者等であること<br>・間接助成事業者となる総合型クラブが、年間を通じた定期的な運動・スポーツ活動を助成3か年度目までは2種目以上、4か年度目以降は3種目以上実施していること<br>・国及び公益財団法人日本スポーツ協会が運用する総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度において、間接助成事業者となる総合型クラブが、登録クラブとしての認定を受けていること<br>・助成対象期間は、助成初年度から継続して5か年度まで<br>※間接助成事業者となる総合型クラブは、総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業、総合型地域スポーツクラブマネジャー設置事業又はスポーツ活動推進事業との重複申請不可 | 2,160千円<br>マネジャー（正）100千円/月<br>マネジャー（副）80千円/月 | 1,944千円 |
| | 総合型地域スポーツクラブ<br>マネジャー設置事業 | 1　法人格を有する総合型地域スポーツクラブ | | ・有資格者等のCM（正）（副）の設置（各1名まで）<br>※CM（副）のみ対象とする場合においては、CM（正）は有資格者等であること。<br>・年間を通じた定期的な運動・スポーツ活動を助成3か年度目までは2種目以上、4か年度目以降は3種目以上実施していること<br>・国及び公益財団法人日本スポーツ協会が運用する総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度において、登録クラブとしての認定を受けていること<br>・助成対象期間は、助成初年度から継続して5か年度まで。ただし、以下の要件を満たす場合は、更に継続した3か年度を助成対象期間とする。<br>※スポーツ活動推進事業との重複申請不可<br>【6か年度目以降】<br>・CM（正）について、JSPO公認クラブマネジャー等の資格を有し、従事年数3年以上、CM（副）について、JSPO公認アシスタントマネジャー養成講習会専門科目受講修了者等で従事年数1年以上の者であること<br>・年間を通じた定期的な運動・スポーツ活動を3種目以上実施していること<br>・自己財源率が50%以上であること | | |

# 令和７年度スポーツ振興事業助成交付対象事業（案）
## （スポーツ振興くじ助成金）

<table>
<tr><th>助成区分</th><th colspan="2">助成対象事業細目</th><th>助成対象者<br>（地方公共団体又は非営利のスポーツ団体）</th><th>助成<br>割合</th><th>助成対象事業の要件等</th><th>助成対象経費の<br>合計額の限度額</th><th>助成金の額<br>の限度額</th></tr>
<tr><td>総合型地域<br>スポーツクラブ<br>活動助成</td><td colspan="2">クラブアドバイザー等配置事業</td><td>1　都道府県<br>2　都道府県が出資又は拠出したスポーツ団体<br>3　都道府県体育・スポーツ協会</td><td>9/10</td><td>・クラブアドバイザーとしての専門知識や経験を活かした、総合型地域スポーツクラブを直接的に支援するためにクラブアドバイザーを配置する事業<br>・総合型地域スポーツクラブの自立的な運営の促進に向けた支援を担う中間支援組織に係る業務を行う者を配置する事業<br>・配置しようとするクラブアドバイザーは、JSPO公認クラブマネジャー等の資格を有し、クラブマネジャー等としてクラブ運営に3年以上携わった実績を有する者、又は、地域スポーツ行政担当者等として総合型クラブへの指導・育成に2年以上携わった実績を有する者であること</td><td>5,000千円<br>（謝金、賃金：374千円/月<br>他 旅費等）</td><td>4,500千円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">地方公共団体<br>スポーツ活動助成</td><td rowspan="4">地域スポーツ<br>活動推進事業</td><td>スポーツ教室、スポーツ大会<br>等の開催</td><td rowspan="4">1　都道府県<br>2　市町村</td><td rowspan="4">4/5</td><td>・地域におけるスポーツの実技教室、競技会、研修会等の開催事業<br>・参加者は広く地域から募集されるものであること<br>・対象経費の合計額750千円以上</td><td rowspan="2">都道府県<br>及び<br>指定都市<br>15,000千円<br>指定都市<br>以外の<br>市町村<br>10,000千円</td><td rowspan="2">都道府県<br>及び<br>指定都市<br>12,000千円<br>指定都市<br>以外の<br>市町村<br>8,000千円</td></tr>
<tr><td>スポーツ指導者の<br>養成・活用</td><td>・多様化する地域住民のスポーツニーズに応え、適切な指導が行える指導者及び競技技術の専門的知識を有する指導者を養成し、又はそれらの指導者を地域のスポーツクラブ等へ派遣する事業<br>・指導者養成事業の参加者は広く地域から募集されるものであること<br>・対象経費の合計額400千円以上</td></tr>
<tr><td>スポーツ情報の提供</td><td>募集しない（今後、事業の必要性について整理を行い、事業廃止の可否等を判断する。）</td></tr>
<tr><td>ホストタウン国際交流</td><td>・東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンにおいて、ホストタウン相手国と地域住民によるスポーツ国際交流を行う事業<br>・対象経費の合計額400千円以上</td><td>7,500千円</td><td>6,000千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">国民スポーツ大会冬季大会の<br>競技会開催支援事業</td><td>1　都道府県</td><td>4/5</td><td>・スキー、スケート、アイスホッケー競技会の開催市町村等が行う競技会開催事業に対し、交付金等を交付する事業</td><td>150,000千円<br>（ｽｷｰ、ｽｹｰﾄ、ｱｲｽﾎｯｹｰ<br>の3競技会合計）</td><td>120,000千円<br>（ｽｷｰ、ｽｹｰﾄ、ｱｲｽﾎｯｹｰ<br>の3競技会合計）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">将来性を有する<br>競技者の発掘及<br>び育成活動助成</td><td rowspan="3">タレント発掘・<br>一貫指導<br>育成事業</td><td>タレント発掘・一貫指導<br>育成事業</td><td>1　（公財）日本オリンピック委員会<br>2　（公財）日本パラスポーツ協会<br>3　（公財）日本オリンピック委員会の加盟競技団体<br>4　法人格を有する日本パラリンピック委員会の加盟競技団体</td><td rowspan="4">4/5</td><td>・JOCアスリートプログラム又は競技者育成プログラム等に基づく定期的・継続的な競技者の発掘育成事業</td><td>200,000千円</td><td>160,000千円</td></tr>
<tr><td>タレント発掘・一貫指導<br>育成支援事業</td><td>1　（公財）日本オリンピック委員会の加盟競技団体</td><td>募集しない（令和3年度以降、募集停止。今後、事業の必要性について整理を行い、事業廃止の可否等を判断する。）</td></tr>
<tr><td>下部リーグ開催事業</td><td>1　（一社)日本トップリーグ連携機構の加盟団体</td><td>・チーム単位で競うスポーツの国内における最高峰のリーグを運営する団体と関係競技団体が協調して行う将来性を有する競技者の育成を目的とした下部リーグの開催</td><td>100,000千円</td><td>80,000千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">身体・運動能力特性に基づく<br>タレント発掘・育成事業</td><td>1　都道府県<br>2　都道府県が出資又は拠出したスポーツ団体<br>3　都道府県体育・スポーツ協会</td><td>・特定の競技特性によらず、身体・運動能力特性に基づいて優れた素質を有する競技者を発掘・育成する事業<br>・発掘された競技者は、世界で活躍できる選手を目指して一貫指導の下育成が行われるよう、関係競技団体に継承されるものであること</td><td>10,000千円</td><td>8,000千円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">スポーツ団体<br>スポーツ活動助成</td><td rowspan="3">スポーツ活動<br>推進事業</td><td>スポーツ教室、スポーツ大会<br>等の開催</td><td rowspan="3">1　（公財）日本スポーツ協会<br>2　（公財）日本オリンピック委員会<br>3　（公財）日本レクリエーション協会<br>4　（公財）日本パラスポーツ協会<br>5　（公財）日本アンチ・ドーピング機構<br>6　（公財）日本スポーツ仲裁機構<br>7　１、２又は３の加盟団体<br>8　法人格を有する４又は日本パラリンピック委員会の加盟団体<br>9　１～８以外で、スポーツ振興を主たる目的とする法人</td><td rowspan="3">4/5</td><td>・スポーツの普及や競技技術向上のための実技教室、競技会、講演会等の開催事業<br>・参加者は広く地域から募集されるものであること<br>・年間を通じて、同一の募集対象者に実施するスポーツ教室でないこと<br>・対象経費の合計額750千円以上</td><td rowspan="3">ＪＳＰＯ及び同団体の加盟団体<br>（都道府県体育協会等を除く。）<br>20,000千円<br>ＪＯＣ及び同団体<br>の加盟団体<br>日レク、ＪＰＳＡ、<br>JADA、仲裁機構<br>法人格を有するＪＰＳＡ又はＪＰＣ<br>の加盟団体<br>都道府県体育協会等<br>15,000千円<br>日レクの加盟団体<br>（都道府県レク協会を除く。）<br>法人格を有するスポーツ団体<br>（公益社団法人及び公益財団法人）<br>上記以外のスポーツ団体<br>4,500千円</td><td rowspan="3">ＪＳＰＯ及び同団体の加盟団体<br>（都道府県体育協会等を除く。）<br>16,000千円<br>ＪＯＣ及び同団体<br>の加盟団体<br>日レク、ＪＰＳＡ、<br>JADA、仲裁機構<br>法人格を有するＪＰＳＡ又はＪＰＣ<br>の加盟団体<br>都道府県体育協会等<br>12,000千円<br>日レクの加盟団体<br>（都道府県レク協会を除く。）<br>法人格を有するスポーツ団体<br>（公益社団法人及び公益財団法人）<br>上記以外のスポーツ団体<br>3,600千円</td></tr>
<tr><td>スポーツ指導者の<br>養成・活用</td><td>・多様化するスポーツニーズに応え、適切な指導が行える指導者及び競技技術の専門的知識を有する指導者を養成し、又はそれらの指導者を地域のスポーツクラブ等へ派遣する事業<br>・指導者養成事業の参加者は広く地域から募集されるものであること<br>・対象経費の合計額400千円以上</td></tr>
<tr><td>スポーツ情報の提供</td><td>・スポーツ情報の収集、提供事業<br>・少数の者だけに提供するものではなく、広く地域に提供するものであること<br>・ウェブサイトコンテンツの作成事業については、各コンテンツの新規構築について1回の申請に限り対象とする。<br>・対象経費の合計額400千円以上</td></tr>
</table>

# 令和７年度スポーツ振興事業助成交付対象事業（案）
# （スポーツ振興くじ助成金）

| 助成区分 | 助成対象事業細目 | | 助成対象者<br>（地方公共団体又は非営利のスポーツ団体） | 助成割合 | 助成対象事業の要件等 | 助成対象経費の合計額の限度額 | 助成金の額の限度額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| スポーツ団体<br>スポーツ活動助成 | スポーツ活動推進事業 | 新規会員獲得事業 | 1　（公財）日本スポーツ協会<br>2　（公財）日本オリンピック委員会<br>3　（公財）日本レクリエーション協会<br>4　（公財）日本パラスポーツ協会<br>5　（公財）日本アンチ・ドーピング機構<br>6　（公財）日本スポーツ仲裁機構<br>7　１、２又は３の加盟団体<br>8　法人格を有する４又は日本パラリンピック委員会の加盟団体<br>9　１～８以外で、スポーツ振興を主たる目的とする法人 | 4/5 | ・新規会員獲得を目的として開催する体験会等の開催<br>・新規会員獲得を目的とした広報媒体（情報誌、リーフレット等）の作成及び提供<br>・対象経費の合計額400千円以上<br>※総合型地域スポーツクラブ活動助成との重複申請不可<br>※スポーツ活動推進事業（スポーツ教室、スポーツ大会等の開催／スポーツ指導者の養成・活用／スポーツ情報の提供）との重複申請不可 | 900千円 | 720千円 |
| | | マイクロバスの設置 | | | ・スポーツ活動拠点等への移動の利便性の向上等を図るものであること。<br>・法人設立後2年を経過した団体に限る。 | 5,000千円 | 4,000千円 |
| スポーツ団体<br>スポーツ活動助成 | ドーピング検査推進事業 | ドーピング検査事業 | 1　（公財）日本スポーツ協会<br>2　（公財）日本オリンピック委員会<br>3　（公財）日本パラスポーツ協会<br>4　（公財）日本アンチ・ドーピング機構<br>5　（一社）日本スポーツファアネス推進機構<br>6　４の加盟団体 | 9/10 | ・日本スポーツファアネス推進機構が示した検査の基本方針に基づき、助成対象者が実施する次の事業<br>：競技会における競技者を対象としたドーピング検査<br>：競技会以外において随時に行う競技者を対象としたドーピング検査<br>・公益社団法人日本馬術連盟ドーピング防止および薬物規制規程に基づく、馬術競技会における競技馬を対象としたドーピング検査<br>・WADAが定める規程に基づき、JADAが実施する随時に行う競技者を対象としたドーピング検査 | ― | ― |
| | | ドーピング防止情報提供事業 | 1　（公財）日本スポーツ協会<br>2　（公財）日本オリンピック委員会<br>3　（公財）日本パラスポーツ協会<br>4　（公財）日本アンチ・ドーピング機構 | | ・ドーピング防止に関する各種国際会議等で得られた情報の詳細に関する印刷物等を作成し、国内の関係者（加盟団体、競技者、コーチ、ドーピング検査員等）に提供する事業 | | |
| | | ドーピング防止啓発活動推進事業 | 1　（公財）日本アンチ・ドーピング機構の加盟団体 | | ・ドーピング防止に関する研修会や啓発活動を、傘下の関係者（競技者、コーチ、ドクター、トレーナー等）に対して、実施する事業 | 3,000千円 | 2,700千円 |
| | | ドーピング分析機器等整備事業 | 1　（公財）日本アンチ・ドーピング機構 | | ・ドーピング検査に必要な分析機器の整備<br>・ドーピング検査・分析に係る手法の実効性の確保に関する整備 | ― | ― |
| | | 国内ドーピング防止機関組織基盤整備事業 | | 定額 | ・国内ドーピング防止機関である日本アンチ・ドーピング機構が、世界アンチ・ドーピング規程及び国際基準に基づくドーピング防止活動を行うための組織基盤の整備を図る事業 | ― | ― |
| | スポーツ仲裁等事業 | | 1　（公財）日本スポーツ仲裁機構 | 9/10 | ・スポーツ団体が競技者等に対して行った決定についての紛争に係る仲裁又は調停及び当該紛争を申し立てようとする当事者等に対する助言を行い、スポーツに関する紛争の解決を図る事業 | 20,000千円 | 18,000千円 |
| | スポーツ指導者海外研修事業 | スポーツ指導者等海外研修 | 1　（公財）日本スポーツ協会 | 4/5 | 募集しない（平成28年度以降、募集停止。今後、事業の必要性について整理を行い、事業廃止の可否等を判断する。） | ― | ― |
| | | 若手スポーツ指導者長期在外研修 | 1　（公財）日本オリンピック委員会<br>2　（公財）日本パラスポーツ協会<br>3　１の加盟団体<br>4　法人格を有する２又は日本パラリンピック委員会の加盟団体 | | ・JOC又はJPSAが行う競技力向上及びオリンピック・パラリンピックムーブメントの推進に係る研修派遣<br>・NFが行う競技種目の普及方策等に係る研修派遣<br>・助成対象期間は、原則2か年度 | | |
| | 組織基盤強化事業 | 国際交流推進スタッフ育成事業 | 1　（公財）日本スポーツ協会<br>2　（公財）日本オリンピック委員会<br>3　（公財）日本レクリエーション協会<br>4　（公財）日本パラスポーツ協会<br>5　（公財）日本アンチ・ドーピング機構<br>6　（公財）日本スポーツ仲裁機構<br>7　１又は２の加盟競技団体<br>8　法人格を有する４又は日本パラリンピック委員会の加盟競技団体 | 3/4 | ・スポーツ団体所属の職員、スポーツ指導者、審判員又は医師等を長期間海外に派遣し、国際競技連盟や国際競技大会の運営組織等においてその専門とする内容について従事・研修させることにより、諸外国との連絡及び交渉等を行うスタッフの育成を行う事業<br>・助成対象期間は、原則1年 | ― | ― |
| | | スポーツ団体ガバナンス強化事業 | 1　（公財）日本スポーツ協会<br>2　（公財）日本オリンピック委員会<br>3　（公財）日本レクリエーション協会<br>4　（公財）日本パラスポーツ協会<br>5　（公財）日本アンチ・ドーピング機構<br>6　（公財）日本スポーツ仲裁機構<br>7　１～３のいずれかの加盟競技団体<br>8　法人格を有する４又は日本パラリンピック委員会の加盟競技団体 | | ・統括団体において、専門家を活用する等して、加盟するNFの法律・経営面についての課題等に対する指導・助言の実施や統治・統制の強化を図る事業<br>・JADA及びJSAAにおいて、関係競技団体の課題等に対する指導・助言や啓発を実施する事業<br>・NFにおいて、NFの役職員や傘下の関係者（競技者、コーチ、ドクター、トレーナー等）又は加盟団体を対象にガバナンス・コンプライアンス及びインテグリティに関する研修会を開催する事業や、法律・経営面についての専門家を活用し、NF自身の統治・統制の強化を図る事業 | 統括団体、JADA及び仲裁機構：8,000千円<br>加盟ＮＦ：1,200千円 | 統括団体、JADA及び仲裁機構：6,000千円<br>加盟ＮＦ：900千円 |

# 令和７年度スポーツ振興事業助成交付対象事業（案）
## （スポーツ振興くじ助成金）

| 助成区分 | 助成対象事業細目 | | 助成対象者<br>（地方公共団体又は非営利のスポーツ団体） | 助成割合 | 助成対象事業の要件等 | 助成対象経費の合計額の限度額 | 助成金の額の限度額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| スポーツ団体<br>スポーツ活動助成 | 国際スポーツ会議開催事業 | | 1　（公財）日本スポーツ協会<br>2　（公財）日本オリンピック委員会<br>3　（公財）日本レクリエーション協会<br>4　（公財）日本パラスポーツ協会<br>5　（公財）日本アンチ・ドーピング機構<br>6　１又は２の加盟競技団体<br>7　法人格を有する４又は日本パラリンピック委員会の加盟競技団体 | 2/3 | ・国際スポーツ団体又は諸外国スポーツ団体の構成員が公式に参集するスポーツに関する国際会議を我が国において開催する事業 | 75,000千円 | 50,000千円 |
| | 大学スポーツガバナンス強化事業 | | 1　（一社）大学スポーツ協会 | 4/5 | ・次に掲げるいずれかの要件を満たす大学スポーツのインテグリティ及び安心・安全の確保に向けたガバナンス強化を図る事業<br>：指導者向けのガイドライン策定、研修会等の開催又は指導者ライセンスの発行に向けた取組を実施する事業であること。<br>：運動部の運営に携わる学生向けの運動部運営マニュアルの策定や研修会を開催する事業であること。<br>：運動部活動における安全に関する講習会の開催や運動部に安全担当者の配置促進を図る事業であること。 | 62,500千円 | 50,000千円 |
| | スポーツ国際貢献・協力活動事業 | | 1　（公財）日本オリンピック委員会<br>2　（公財）日本パラスポーツ協会 | 4/5 | ・スポーツを通じた国際貢献や国際協力を行うことにより、世界の国々に対してスポーツの価値を広める事業に対して補助を行う事業（加盟競技団体と連携し、海外の選手等を招聘し、技術指導や講習等を実施する事業や日本と各国とで締結されたスポーツに関する協力覚書に基づき、諸事業を実施する事業） | 50,000千円 | 40,000千円 |
| 国際競技大会<br>開催助成 | ア オリンピック競技大会（冬季競技大会を含む。）<br>イ アジア競技大会（冬季競技大会を含む。）<br>ウ ワールドユニバーシティゲームズ（冬季競技大会を含む。）<br>エ 予選大会を含む参加国数が３０か国以上又は開催事業費が２億５千万円以上の国際競技大会 | 大会開催準備事業 | 1　都道府県<br>2　市町村<br>3　（公財）日本オリンピック委員会又は（公財）日本スポーツ協会の加盟競技団体<br>4　法人格を有する（公財）日本パラスポーツ協会又は日本パラリンピック委員会の加盟競技団体<br>5　大会組織委員会（大会開催の準備及び運営に関する事業を目的として設立された法人） | 4/5 | ・大規模な国際競技大会の組織委員会等におけるガバナンス体制等の在り方に関する指針に基づく自己説明及び公表を行うこと<br>・総合競技大会、閣議了解された競技大会、その他文部科学大臣が特に必要と認めた大会の開催決定年度以降に係る開催準備事業 | 1億円 | 80,000千円 |
| | | 大会開催事業 | | 2/5 | ・大規模な国際競技大会の組織委員会等におけるガバナンス体制等の在り方に関する指針に基づく自己説明及び公表を行うこと<br>・総合競技大会及び閣議了解のある競技大会については、当該競技大会の規模及び助成可能額等を勘案して助成金の額を調整し定めることができるものとするほか、必要に応じて大会開催年度の翌年度以降においても助成を行うことができる。 | 5億円 | 2億円 |

# 令和7年度スポーツ振興事業助成交付対象事業（案）
# （スポーツ振興基金助成金及び競技強化支援事業助成金）

<table>
<tr><th></th><th>助成区分</th><th colspan="2">助成対象活動等</th><th>助成対象者</th><th>助成割合</th><th>助成対象活動等の要件等</th><th>助成対象経費の合計額の限度額</th><th>助成金の額の限度額</th></tr>
<tr><td rowspan="8">スポーツ振興基金助成金</td><td rowspan="2">スポーツ団体選手強化活動助成</td><td colspan="2" rowspan="2">強化拠点等における選手強化活動<br>・国内合宿<br>・海外合宿<br>・チーム派遣<br>・チーム招待</td><td>1　（公財）日本スポーツ協会の加盟団体（（公財）日本オリンピック委員会の正加盟団体及び都道府県体育・スポーツ協会を除く。）<br>2　（公財）日本オリンピック委員会の準加盟又は承認団体<br>3　（公財）日本パラスポーツ協会<br>4　法人格を有する３の加盟団体<br>5　（特非）日本ワールドゲームズ協会</td><td>2/3</td><td>・競技ごとの強化拠点等において計画的かつ継続的に行う選手強化活動<br>・（特非）日本ワールドゲームズ協会の助成対象活動は、ワールドゲームズへの日本代表選手団の派遣のみ</td><td rowspan="2">—</td><td rowspan="2">—</td></tr>
<tr><td>1　（公財）日本オリンピック委員会</td><td>9/10</td><td>・競技ごとの強化拠点等において計画的かつ継続的に行う選手強化活動に対して補助を行う活動<br>・第２０回アジア競技大会（2026／愛知・名古屋）の実施競技のうち、競技力向上事業助成金の対象となっていない実施競技を対象とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">スポーツ団体大会開催助成</td><td colspan="2">国際的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の日本開催</td><td rowspan="2">1　（公財）日本スポーツ協会<br>2　（公財）日本オリンピック委員会<br>3　（公財）日本レクリエーション協会<br>4　（公財）日本パラスポーツ協会<br>5　１、２又は３の加盟団体<br>6　法人格を有する４又は日本パラリンピック委員会の加盟団体<br>7　１～６以外で、スポーツ振興を主たる目的とする法人</td><td rowspan="2">2/3</td><td>・各国の統括競技団体が派遣する代表チームが参加する競技会の日本開催<br>・国内外から参加者が集うスポーツに関する講演会、シンポジウム等各種会議の日本開催<br>・対象経費の合計額1,500千円以上</td><td rowspan="2">15,000千円</td><td rowspan="2">10,000千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">全国的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の開催</td><td>・各競技種目における日本選手権大会<br>・全国の各ブロック地域又は各都道府県の予選会等において選抜された代表選手が出場する競技会<br>・各都道府県の関係者を参集して行うスポーツに関する講演会、シンポジウム等各種会議の開催<br>・対象経費の合計額1,500千円以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">アスリート助成</td><td rowspan="2">オリンピックアスリート助成</td><td>ＪＳＣトップアスリート</td><td rowspan="2">1　（公財）日本オリンピック委員会において関係競技団体と協議の上、推薦のあった選手</td><td rowspan="3">定額</td><td>次のいずれにも該当する者<br>1　（公財）日本オリンピック委員会のオリンピック強化指定選手又はそれに準ずる者<br>2　世界アンチ・ドーピング規程（同規程に基づく「検査及びドーピング調査」「教育」等に関する国際基準を含む。）及び日本アンチ・ドーピング規程並びに一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構が定める日本国内のアンチ・ドーピング方針に則り、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の登録検査対象者 リスト又はナショナル・プールに掲げられた選手<br>3　次回又は次々回のオリンピック競技大会において活躍が期待され、助成対象期間を通じて選手生活を継続することが見込まれる選手次回のオリンピック競技大会において活躍が期待される選手をＪＳＣトップアスリート、次々回のオリンピック競技大会において活躍が期待される選手をＪＳＣユースアスリートとして認定する。</td><td>—</td><td>2,400千円</td></tr>
<tr><td>ＪＳＣユースアスリート</td><td>—</td><td>900千円</td></tr>
<tr><td>パラリンピックアスリート助成</td><td>ＪＳＣトップアスリート</td><td>1　日本パラリンピック委員会において関係競技団体と協議の上、推薦のあった選手</td><td>次のいずれにも該当する者<br>1　日本パラリンピック委員会のパラリンピック強化指定選手<br>2　世界アンチ・ドーピング規程（同規程に基づく「検査及びドーピング調査」「教育」等に関する国際基準を含む。）及び日本アンチ・ドーピング規程並びに一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構が定める日本国内のアンチ・ドーピング方針に則り、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の登録検査対象者リスト又はナショナル・プールに掲げられた選手<br>3　次回のパラリンピック競技大会において活躍が期待され、助成対象期間を通じて選手生活を継続することが見込まれる選手</td><td>—</td><td>2,400千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">選手・指導者研さん活動助成</td><td colspan="2">海外研さん活動</td><td rowspan="2">1　（公財）日本オリンピック委員会又は日本パラリンピック委員会において関係競技団体と協議の上、推薦のあった選手及び指導者等</td><td rowspan="2">定額</td><td>・選手及びその指導者等が競技技術の向上を図るために行う海外留学等海外における研さん活動<br>・助成対象期間は、原則として6か月以内<br>・次のいずれかに該当する者<br>1　（公財）日本オリンピック委員会がエリートＡ、エリートＢ又はユースエリートに認定した選手<br>2　（公財）日本オリンピック委員会が認定した強化スタッフ<br>3　日本パラリンピック委員会がエリートＡ、エリートＢ又はユースエリートに認定した選手<br>4　日本パラリンピック委員会が認定した強化スタッフ</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td colspan="2">能力育成教育</td><td>・選手又は選手であった者が将来に向けて、職業や実際生活に必要な知識や能力を育成するために受ける学校教育<br>・助成対象期間は、原則として2か年度以内<br>・次のいずれかに該当する者<br>1　（公財）日本オリンピック委員会がエリートＡ若しくはエリートＢに認定した選手又は選手であった者<br>2　日本パラリンピック委員会がエリートＡ若しくはエリートＢに認定した選手又は選手であった者<br>3　スポーツ功労者顕彰等を受けた選手又は選手であった者</td><td><table><tr><td>大学・大学院（修士）</td><td>1,920千円</td></tr><tr><td>大学院（博士）</td><td>2,160千円</td></tr><tr><td>大学院（専門職学位）</td><td>2,400千円</td></tr><tr><td>短期大学<br>高等専門学校<br>専修学校</td><td>1,680千円</td></tr></table></td><td>—</td></tr>
<tr><td>競技強化支援事業助成金</td><td>スポーツ団体トップリーグ運営助成</td><td colspan="2">マネジメント機能強化<br>研修会等開催<br>トップリーグ開催<br>トップリーグ活性化活動</td><td>1　（一社）日本トップリーグ連携機構<br>2　１の加盟団体</td><td>定額</td><td>・トップリーグに対する支援活動<br>・リーグ活性化プランに基づく活動</td><td>—</td><td>—</td></tr>
</table>